

最高裁判所による書記官事務等の査察について

平成13年9月4日総一第248号高等裁判所長
官あて事務総長依命通達

高等裁判所における書記官事務、速記官事務及び訟廷事務並びに書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務の査察について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 目的

この査察は、高等裁判所における書記官事務、速記官事務及び訟廷事務並びに書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務の実情を把握し、事務の改善及び統一を図り、適正迅速な事務の運用及び過誤の防止に資することを目的とする。

2 査察事務担当者等

(1) 書記官事務、速記官事務及び訟廷事務について、査察の企画、被査察庁の選定、実施等に関する事務を行う者（以下「査察事務担当者」という。）は、大法廷首席書記官、小法廷首席書記官及び訟廷首席書記官とし、大法廷首席書記官がこの事務を統括する。

(2) 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務についての査察事務担当者は、経理局長とする。

(3) 査察事務担当者は、査察の実施に関する事務（以下「査察実施事務」という。）を行つて差し支えがある場合には、相当と認める者（以下「査察実施事務代理者」という。）にこれを行わせることができる。

(4) 査察事務担当者及び査察実施事務代理者（以下「査察事務担当者等」という。）は、査察実施事務を行うに当たつて、相当と認める者にその事務を補助させることができる。

3 査察事項

査察事項は、別紙に掲げる事項のうち査察事務担当者が指定する事項とする。

4 査察方法

(1) 査察事務担当者等は、査察実施事務を行うに当たり、被査察庁の全体的な事務処理の状況を把握し、是又は改善を要する事務の発見及びその事務が執られていた原因の究明に努めるとともに、従前の査察において是又は改善を要すると指摘された事務について、その後適正な措置が執られているかどうかを調査する。

(2) 査察事務担当者等は、必要と認める場合には、事務の取扱いについて指導、指示又は注意を与えることができる。

5 査察結果報告

査察事務担当者は、最高裁判所に対し、査察の結果を速やかに報告する。

付 記

1 この通達は、平成13年9月10日から実施する。

2 昭和31年10月17日付け最高裁判所訟一第414号事務総長依命通達「書記官事務および訟廷事務の査察調査の実施について」は、平成13年9月9日限り、廃止する。

（別紙）

第1 書記官事務、速記官事務及び訟廷事務

- 1 事件の受付及び分配に関する事項
- 2 事件に関する送達及び通知に関する事項
- 3 事件に関する記録その他の書類の作成に関する事項
- 4 事件に関する記録その他の書類の整理及び保管に関する事項
- 5 事件に関する記録その他の書類及び証拠物の閲覧及び謄写に関する事項
- 6 事件に関する記録その他の書類の正本、謄本、抄本等の交付に関する事項
- 7 保管金等の取扱いに関する事項
- 8 事件に関する記録の受領及び送付に関する事項
- 9 事件に関する法令、判例等の調査の補助に関する事項
- 10 事件に関する帳簿諸票の整備、保存及び廃棄に関する事項
- 11 事件に関する記録その他の書類の保存及び廃棄に関する事項
- 12 裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官のてん補に関する事項
- 13 事件報告の資料の収集等に関する事項

- 1 4 裁判事件票その他の裁判統計の資料の作成に関する事項
 - 1 5 首席書記官、次席書記官、主任書記官、訟廷管理官、主任速記官、速記管理官等の行う指導監督に関する事項
 - 1 6 法廷事務に関する事項
 - 1 7 法廷、準備手続室等の管理に関する事項
 - 1 8 法廷警備等の連絡及び協議に関する事項
 - 1 9 裁判事務用器具の使用の調整に関する事項
 - 2 0 過料の徴収に関する事項
 - 2 1 予納郵便切手の取扱いに関する事項
 - 2 2 収入印紙の取扱いに関する事項
 - 2 3 裁判所速記官の事務の連絡調整に関する事項
 - 2 4 速記原本の保管及び廃棄に関する事項
 - 2 5 令状事務に関する事項
 - 2 6 国選弁護人の選任等に関する事項
 - 2 7 押収物等の取扱いに関する事項
 - 2 8 その他必要と認める事項
- 第2 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務
- 1 保管金等の取扱いに関する事項
 - 2 過料の徴収に関する事項
 - 3 押収物等の取扱いに関する事項
 - 4 事件関係の臨検旅費等に関する事項
 - 5 国選弁護人報酬の支払に関する事項
 - 6 裁判事務用器具の管理に関する事項
 - 7 その他必要と認める事項

最高裁総一第000096号

(訟いー01)

平成22年1月27日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 山崎敏充

「最高裁判所による書記官事務等の査察について」の一部改正について（依命通達）

平成13年9月4日付け最高裁総一第248号事務総長依命通達「最高裁判所による書記官事務等の査察について」の一部を下記のように改正します。

記

別紙の第1の11中「及び廃棄」を「、廃棄及び独立行政法人国立公文書館への送付」に改める。

付 記

この通達は、平成22年2月1日から実施する。